

島嶼会館宿泊約款

(2024年9月1日現在)

(本約款の適用)

第1条 当会館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当会館は、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当会館に宿泊契約の申し込みを行う場合は、次の事項を当会館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所及び電話番号
- (2) 宿泊日及び到着予定時間
- (3) 宿泊料金(原則として別表1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当会館が必要と認める事項

2 宿泊者が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当会館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

3 予約の申し込み

(1) 島嶼住民(伊豆諸島及び小笠原諸島に在住の方)のご利用  
月単位で3カ月前の月の1日から受付開始となります。

- (例) 4月分の予約は、1月1日より受付開始  
5月分の予約は、2月1日より受付開始

(2) 一般及び関係者の方のご利用  
月単位で1カ月前の月の1日から受付開始となります。

- (例) 4月分の予約は、3月1日より受付開始  
5月分の予約は、4月1日より受付開始

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当会館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当会館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 当会館は前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として予約金の支払を求めることがあります。

3 前項の予約金は、第6条の規定に該当する場合に同条の違約金として充当し、残額は返還いたしません。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当会館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）同条同第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

（宿泊客の契約解除権）

第5条 宿泊客は、当会館宿泊に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当会館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当会館が予約金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表2に掲げるところにより違約金を申し受けます。

（当会館の契約解除権）

第6条 当会館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。あるいは宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（東京都旅館業法施行条例第5条の規定に基づく。）

- (7) 指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当会館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 当会館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

3 当会館は、前各号の規定により宿泊契約を解除した場合は、受領した予約金は返還いたします。

（宿泊の登録）

第7条 宿泊者は、宿泊日当日フロントにおいて、次の事項を登録してください。

- (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号、年齢
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当会館が必要と認める事項

2 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、宿泊助成券等、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第 8 条 宿泊者が、客室を使用していただく時刻(チェックイン)は、午後 2 時とします。また、客室をおあけいただく時刻(チェックアウト)は、午前 10 時とします。ただし、連続して宿泊する場合において、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当会館は、前項の規定にかかわらず、満室の場合を除き、チェックインタイム前及びチェックアウトタイム後の客室使用に応じることがあります。この場合には別表 1 に掲げる延長料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 9 条 宿泊客は、当会館内においては、当会館が定めて会館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 10 条 当会館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

- フロント業務 24 時間
- 大浴場入浴時間 午前 6 時～午前 9 時 30 分・午後 4 時～午前 0 時
- 食堂における食事提供時間
  - ★朝食 毎日 午前 6 時 30 分～午前 9 時 (ラストオーダー午前 8 時 30 分)
  - ★夕食 毎日 午後 5 時～午後 9 時 (ラストオーダー午後 8 時 30 分)

2 上記の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は別表 1 とおりとなります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当施設が認めた宿泊助成券、クレジットカード等に代わり得る方法により、宿泊客のチェックイン及びチェックアウトの際又は当会館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当会館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(宿泊の責任)

第 12 条 当会館の宿泊に関する責任は、宿泊者が宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を空けたときに終わります。

2 当会館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当会館の責めに帰すべき理由によるものでないときは、この限りではありません。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、棄損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当会館は、その損害を賠償します。ただし、

美術品や骨董品の物品、多額の現金、高額な貴重品、有価証券等、銀行貯金通帳、印鑑等はお預かりできません。

- 2 宿泊客が当会館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品について、客室内金庫及びフロントにお預けにならなかったものについて、万一紛失、盗難等が発生した場合には当会館では責任を負いません。

(手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、一定期間（3 カ月）当会館が保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 15 条 宿泊客が当会館の駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当会館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当会館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

- 2 駐車場の車内に貴重品及びその他の品物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等については管理責任まで負うものではありません。
- 3 正面玄関における駐車は固くお断りいたします。
- 4 当会館の職員による車の代行移動はお断りいたします。

(宿泊者の責任)

第 16 条 宿泊客の故意又は過失により当会館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当会館に対し、その損害を賠償していただく場合があります。

別表1 宿泊料金（食事料は別途）（第11条関係）

(1) 島嶼住民及び関係者

(単位：円)

タイプ	面積(m <sup>2</sup> )	室数	定員	1人宿泊	2人宿泊	3人宿泊	4人宿泊
洋室シングル	15.0	25	1	7,300			
洋室シングル (+エキストラ)	15.0	20	2	7,300	5,700		
洋室シングル (+エキストラ)	18.0	6	2	7,300	5,700		
洋室ツイン	22.0	7	2	7,500	6,900		
ユニバーサルルーム	28.2	3	2	7,500	6,900		
和室 (6畳)	16.8	12	3	7,400	6,800	6,200	
和室 (8畳)	22.0	14	4	7,500	6,900	6,300	5,700
小学生(一律料金)	※小学生未満の幼児が寝具を使用した場合も同様						5,300

※全室バス・トイレ付

※学齢に達しない乳幼児については、独立して寝具を使用した場合に限り、小学校の児童に係る宿泊料金を徴収する。

※上記料金には消費税を含む。

(2) 一般利用者

(単位：円)

タイプ	面積(m <sup>2</sup> )	室数	定員	1人宿泊	2人宿泊	3人宿泊	4人宿泊
洋室シングル	15.0	25	1	10,800			
洋室シングル (+エキストラ)	15.0	20	2	10,800	8,400		
洋室シングル (+エキストラ)	18.0	6	2	10,800	8,400		
洋室ツイン	22.0	7	2	11,100	10,200		
ユニバーサルルーム	28.2	3	2	11,100	10,200		
和室 (6畳)	16.8	12	3	10,900	10,000	9,100	
和室 (8畳)	22.0	14	4	11,100	10,200	9,300	8,400
小学生(一律料金)	※小学生未満の幼児が寝具を使用した場合も同様						6,400

※全室バス・トイレ付

※学齢に達しない乳幼児については、独立して寝具を使用した場合に限り、小学校の児童に係る宿泊料金を徴収する。

※上記料金には消費税を含む。

※上記料金の他、宿泊料金により別途宿泊税を徴収します。

(3) 延長料金

	島嶼住民 及び関係者	一般利用者
大人	400円/時間	600円/時間
小学生	300円/時間	400円/時間

別表2 違約金

区分	利用形態		違約金
島嶼住民 関係者	個人		当日：18:00 まで無料 当日：18:00 以降連絡があった場合、宿泊料の 50% 連絡がなかった場合（不泊）：宿泊料の 100%
	団体(10 名以上)	1 泊目まで	当日：10:00 まで無料 当日：10:00 以降連絡があった場合、宿泊料の 50% 連絡がなかった場合（不泊）：宿泊料の 100%
		2 泊目以降	前日まで：宿泊料の 50% 当日：宿泊料の 50% 連絡がなかった場合（不泊）：宿泊料の 100%
一般	個人		2 日前まで無料 前日：宿泊料の 50% 当日：宿泊料の 100% 連絡がなかった場合（不泊）：宿泊料の 100%
	団体(10 名以上)	1 泊目まで	7 日～2 日前まで：宿泊料の 20% 前日：宿泊料の 50% 当日：宿泊料の 100% 連絡がなかった場合（不泊）：宿泊料の 100%
		2 泊目以降	7 日～2 日前まで：宿泊料の 50% 前日：宿泊料の 75% 当日：宿泊料の 100% 連絡がなかった場合：宿泊料の 100%

## 備考

- 1 連泊の場合も同様とする。
- 2 表中%は、基本宿泊料に対する違約金の比率とする。